

IMOの動向

— IMOでの主な審議内容・結果の紹介 —

開発本部 国際部

1. はじめに

本稿においては、国際海事機関（IMO）における国際条約等の審議動向を紹介している。

前号では、2022年12月に開催された第79回海洋環境保護委員会（MEPC 79）及び2022年11月に開催された第106回海上安全委員会（MSC 106）の審議内容を紹介した。

今号では、2023年7月3日から7日に開催された第80回海洋環境保護委員会（MEPC 80）及び2023年5月31日から6月9日に開催された第107回海上安全委員会（MSC 107）の主な審議結果を紹介する。なお、MEPC 80で審議された温室効果ガス（GHG）関連の議題については、本稿に加えて別稿「国際海運からのGHG排出削減に関する最新動向」を併せて参照されたい。

2. MEPC 80の審議結果—海洋環境保護関連—

2.1 温室効果ガス（GHG）関連

2.1.1 燃料消費実績報告制度の見直し

2019年より燃料消費量等の運航データの収集及び報告が義務付けられている燃料消費実績報告制度（IMO DCS）について、主に報告データの粒度の強化及び報告する項目を拡充するための見直し作業が2022年より進められている。

今回の会合では、IMO DCSで報告が要求される以下の項目の修正及び追加を含むMARPOL条約附属書VI付録IXの改正案が承認された。

1. 燃料を使用する機器ごとの燃料消費量（主機、補機及びボイラ等）
2. 航海以外での燃料消費量
3. 航海距離（積荷航海距離をボランティアで提出可）
4. 貨物輸送量
5. 総陸電供給量
6. エネルギー効率向上のための革新的技術の種類

本改正案は次回MEPC 81で採択される見込みとなっている。なお、「貨物輸送量」に関しては実貨物量を基に算出することも併せて合意されており、その詳細等も含め、次回MEPC 81にて関連ガイド

ラインの修正について検討されることとなった。

2.1.2 EEDI規制における非常用出力

エネルギー効率設計指標（EEDI）と最低推進出力規制の両方を満足するために、通常航海時には機関出力を制限し、非常時（荒天時）には出力制限を解除することを認めるコンセプトを導入することについて、これまでの会合において合意されている。

今回の会合では、本コンセプトの導入に向けてEEDI計算における主機出力（ P_{ME} ）の定義、 NO_x 認証において参照すべき連続最大出力（MCR）、及び NO_x テクニカルコードへの影響について審議がなされた。特に P_{ME} の定義については、EEDI規制の制限最大出力（ MCR_{lim} ）の75%を基準とするか、 MCR_{lim} の83%とMCRの75%のいずれか小さい方の値を基準とすべきかについて各国で意見が分かれたが、本件を含め合意には至らなかったことから、次回MEPC 81以降に継続して審議されることとなった。

2.1.3 船上CO2回収装置

船舶の排ガスからCO2を分離・回収することで、船舶から排出されるGHGを削減する船上CO2回収（OCC）技術が開発・検証され始めている。前回の会合において、OCC装置を搭載している場合、回収されるCO2量をEEDI、就航船のエネルギー効率指標（EEXI）及び燃費実績格付け制度（CII）の計算において考慮すべき、との提案があった。

今回の会合では、OCC装置の使用を認めるための規制枠組みを検討するため、温室効果ガスに関する中間作業部会（ISWG-GHG）において新規議題を設置することが合意された。

2.2 バラスト水管理条約関連

2.2.1 バラスト水管理条約の見直し

バラスト水管理条約が発効した2017年以降、同条約の履行状況を評価し条約要件の見直しを検討するための経験蓄積期間（EBP）が設けられており、これまで条約レビュー計画（CRP）の策定作業が通信部会によって進められていた。

今回の会合では、条約要件の見直しに向けた優先改正事項を含むCRPが採択された。今後、改めて通信部会が設置され、次回MEPC 81に向けて条約要件の見直し作業が継続されることとなった。なお、条約要件の改正案はMEPC 84（2026年春）を目処

に承認され、MEPC 85（2026年秋）を目処に採択される見通しとなっている。

2.2.2 水質に問題がある海域でのバラスト水管理並びに処理済み汚水及びグレーウォータの一時貯留

バラスト水処理装置（BWMS）の正常な連続運転が困難となるような水質の港湾があることを受け、そのような港湾ではBWMSを通さないバイパス処理によってバラスト水を取水し、処理装置が正常に運転できる海域においてバラスト水交換（BWE）及びバラスト水処理（BWT）を行うための暫定ガイダンスが提案されている。今回の会合では、バイパス処理を開始すべき時期や、通常の運転を再開すべき時期等に関する意見があったが、全般的な合意が得られなかったため、次回MEPC 81にて引き続き議論が行われることとなった。

また、特定の港湾において処理済みの汚水やグレーウォータの排出が禁止されていることから、該当する港湾においてバラストタンクに汚水やグレーウォータを一時貯留する際に実施すべき措置等を示すガイダンスが提案されている。今回の会合では複数のガイダンス案について議論されたが、時間の制約上、次回MEPC 81までにガイダンス案を統合する作業を実施した上で改めて議論が行われることとなった。

2.2.3 バラスト水適合監視装置の試験手順

バラスト水管理条約では、船外排出されるバラスト水に要求される体積当たりの生物含有数が規定されている。この規定への適合性を確認するため、バラスト水のサンプルを採取し分析するバラスト水適合監視装置が利用されており、同装置に対する試験手順を作成すべく、汚染防止・対応小委員会（PPR）において検討が進められていた。

今回の会合では、バラスト水適合監視装置を検証するための試験手順が採択された。本試験手順に従って承認された適合監視装置は、PSCサンプリング時や船上モニタリングにおいて利用されることが期待される。

2.2.4 バラスト水管理条約証書様式の統一解釈

主要な改造を受けた船舶に対する、バラスト水管理条約の証書様式上における建造日の取扱いを明確化する統一解釈案がPPRで作成され、今回の会合において採択された。

2.2.5 バラスト水記録簿関連

今回の会合で採択された強制要件であるバラスト水記録簿（BWRB）の書式の改正に関連し、BWRBの記録例を示すガイダンスが採択された。

また、バラスト水電子記録簿の利用促進を目的としたガイドラインが採択され、関連するバラスト水管理条約A-1及びB-2規則の改正案が承認された。同条約改正案は次回MEPC 81にて採択される見込みとなっている。

2.3. 大気汚染防止関連

2.3.1 低引火点燃料油及びガス燃料に対する燃料油供給証明書関連要件の改正

前回の会合において、安全上の観点から燃料油供給証明書（BDN）に燃料油の引火点を記載するようMARPOL条約附属書VIの改正が採択された。一方で、低引火点燃料及びガス燃料に対するBDN関連要件の適用に関する明確化が求められていた。

今回の会合では、低引火点燃料油及びガス燃料に対するBDNの所持及び記載事項等に関する要求を明確化したMARPOL条約附属書VIの改正案が承認された。本改正案は次回MEPC 81で採択される見込みとなっている。

2.4. その他の審議事項

2.4.1 船体付着生物の越境移動の抑制

2011年に採択された船体付着生物管理ガイドライン（決議MEPC.207(62)）について、その実用性及び有効性の評価による見直し作業が2020年より行われている。

今回の会合では、船体防汚システム（AFS）の適用に応じた船体の部分ごとの点検頻度及び同点検結果に基づく船体清掃の推奨方法などに関する要件を盛り込んだ船体付着生物管理ガイドラインの改正版が採択された。今後2025年にかけて、船体水中洗浄におけるバイオマスや粒子の回収率要件などに関するガイドラインの検討を行うことが合意された。

2.4.2 有害物質インベントリ作成ガイドラインの改正

2023年1月より船体防汚塗料としてのシブトリンの使用が制限されていることを受け、「2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約（通称シップリサイクル条約）」において作成が要求される有害物質インベントリ（IHM）に記載すべき有害物質としてシブトリンを追加する、有害物質インベントリ作成ガイドライン（決議MEPC.269(68)）の改正版が採択された。

2.5. 採択された強制要件

2.5.1 バラスト水記録簿の書式

バラスト水管理条約の付録IIに定められているバラスト水記録簿（BWRB）の書式について、これまで記録する事項を「項目」（数字）のみで指定する形式とされていましたが、油記録簿（Oil Record Book）と同様に、記録すべき事項を「コード」（ア

ルファベット)と「項目」(数字)に分けて指定する形式とする改正が採択された。この改正は2025年2月1日より発効となる。

3. MSC 107の審議結果—海上安全関連—

3.1 条約及び関連コードの主要な改正の採択

MSC 107で採択された主要な義務要件は以下の通り。

- (1) 揚貨設備及びアンカーハンドリングウインチの安全要件に関するSOLAS条約II-1章の改正
SOLAS条約上で揚貨設備及びアンカーハンドリングウインチに対する安全要件を策定するためのSOLAS条約II-1章の改正が採択された。本改正により、新造船及び既存船に搭載される当該設備に対し、下記3.3.2(1)のガイドラインに従った詳細検査及び荷重試験が要求される。
- (2) パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) を禁止するためのSOLAS条約II-2章等の改正
PFOSを含む消火器の使用を禁止するためのSOLAS条約II-2章及び1994/2000 HSCコードの改正が採択された。
- (3) 電子傾斜計の搭載に関するSOLAS条約V章及びSE証書書式の改正
3,000GT以上のバルクキャリア及びコンテナ船に対し、電子傾斜計の搭載を要求するためのSOLAS条約V章の改正が採択された。また本件に関連し、SE証書上のParticulars of shipにコンテナ船を追加する書式改正が採択された。本要件は、新造のSOLAS条約XII章適用のバルクキャリア及び主としてコンテナを運送する船舶に適用される。
- (4) LSAコードの改正
全閉型救命艇に対する換気要件を新設するためのLSAコードの改正、及び関連の効力試験等を規定するための救命設備の試験に関する勧告(決議MSC.81(70))の改正が採択された。
- (5) IMSBCコードの改正
新規貨物の追加を含む、IMSBCコードの第7回改正(AMENDMENT 07-23)が採択された。

3.2 承認された条約及び関連コードの主要な改正

今回の会合で承認された主要な義務要件は以下の通り。これらは、2024年5月に開催されるMSC 108にて採択される見込みである。

- (1) IGFコードの見直し及び低引火点燃料に関するガイドライン検討作業の一環として検討された、IGFコードの改正が承認された。また、同コード4.2.2及び8.4.1から8.4.3については早期実施のMSCサーキュラーを発行することが合意された。
- (2) 国際穀類コード(決議MSC.23(59))の改正
特にばら積み穀類の運送に適した区画で、貨物艙ハッチ開口部の途中までの部分積載かつ貨物艙ハッチ開口部の周囲がトリミングされていない積載状態を追加するための国際穀類コードの改正が承認された。
- (3) SOLAS条約II-1章3-4規則の改正
20,000GT以上のタンカー以外の船舶に非常用曳航設備を搭載することを要求するSOLAS条約II-1章3-4規則の改正が承認された。尚、詳細な要件に関しては、既存のガイドラインである決議MSC.35(63)に基づき今後SDC小委員会で検討される予定。
- (4) LSAコードの改正
次の要件に関するLSAコードの改正、及び関連の効力試験等を規定するための救命設備の試験に関する勧告(決議MSC.81(70))の改正が承認された。
 1. 救命胴衣の水中性性能要件。
 2. 自由降下式を除くつり索によって進水する救命艇に使用される、負荷離脱能力を有する単一のつり索及びフックの要件。
 3. 満載状態の生存艇及び救助艇の最大・最小降下速度の要件。
- (5) SOLAS条約II-2章及びFSSコードの改正
Ro-Ro旅客船等の火災安全に関する下記SOLAS条約II-2章及びFSSコードの改正が承認された。
 1. 主に下記に示す新造及び既存Ro-Ro旅客船の火災安全要件。
 - 固定式火災探知警報装置(熱探知ケーブル)
 - Ro-Ro区域のビデオ監視
 - Ro-Ro及び特殊分類区域における開口配置
 - 暴露甲板の配置
 - 暴露甲板保護のための放水モニター
 2. 貨物船において居住区域だけでなく、全制御室及び貨物制御室にも固定式火災探知警報装置を要求するSOLAS条約II-2章7.5.5規則の改正。

3.3 統一解釈等の承認

今回の会合において承認された統一解釈、ガイドライン及び指針等のうち、主要なものは以下の通り。以下で参照されているIACS統一解釈（UI）は、IACSウェブサイト（<http://www.iacs.org.uk/>）にて公開されている。

3.3.1 統一解釈

(1) IGFコードの統一解釈

1. 開放甲板に位置しない燃料調整室の区画配置及びビルジウエルの要件の適用を明確にするための5.8の解釈。
2. 機器に燃料を移送する管装置においてシングルコモンフランジの使用を制限するための9.2.2の解釈。

(2) IGCコードの統一解釈

1. LNGバンカー船における貨物移送設備には、貨物区域の火災探知及び保護に関する11.3.1.4, 11.3.1.5, 11.4.1, 11.4.3, 18.10.3.2が適用されることを明確にする統一解釈。
2. 4.20.3.5, 4.20.3.6, 4.20.3.7, 5.13.2.5, 13.3.5において最初の満載となる貨物の積荷及び揚荷時に要求される検査の実施に関する統一解釈。

(3) 2008 ISコードの統一解釈 (MSC.1/Circ.1537/Rev.1) の改正

特定の海水流入点の取り扱い（機関区域への給気のため常時開放が要求される風雨密閉鎖装置付きの通風装置を非保護開口とする）に関し、風波中復原性要件のみが適用対象であったものを2008 ISコード全体に適用するための、同コードに関する統一解釈 (MSC.1/Circ.1537/Rev.1) の改正。

(4) SOLAS 条約 II-1 章の統一解釈 (MSC.1/Circ.1362/Rev.1) の改正

下記に関するSOLAS条約II-1章の統一解釈 (MSC.1/Circ.1362/Rev.1) の改正。

1. 係船配置及び設備に関して、主管庁またはROが3-8規則への適合を確認する際に必要となる文書を明確にするための解釈。
2. 旅客船の火災試験後、水密隔壁の貫通部に対する水圧試験の実施が要求されることを明確にするための13.2.3規則の解釈。

(5) LSAコード及び1994/2000 HSCコードの統一解釈

救命いかだ、救命艇及び救助艇に備える「1つの予備の電球」の代替として、1つのLEDの故障が他のLEDの機能を妨げない前提の下、

複数の光源を有するLED式電気灯を認めるための、LSAコード及び1994/2000 HSCコードの統一解釈。

(6) SOLAS II-2章の統一解釈 (MSC.1/Circ.1276) の改正

SOLAS条約II-2章9.7.2.5規則における、調理室のダクトだけでなく一般化された「ダクト」の適用と整合するための統一解釈 (MSC.1/Circ.1276) の改正。本改正は承認日以降に建造契約が締結される船舶に搭載される防火構造、設備及び配置に適用される。

3.3.2 ガイドライン及び指針等

(1) 揚貨設備及びアンカーハンドリングウインチに関するガイドライン

上記3.1(1)のSOLAS改正と併せて承認された、揚貨設備及びアンカーハンドリングウインチに関する2件のガイドライン。

(2) LPG燃料船の安全に関する暫定ガイドライン IGFコードの見直し及び低引火点燃料に関するガイドライン検討作業の一環として作成された、LPG燃料船の安全に関する暫定ガイドライン。

(3) 陸電に関する暫定ガイドライン 国際航海に従事する船舶に給電するための陸電の安全なオペレーションに関する暫定ガイドライン。

(4) SOLAS条約II-1章25規則, II-1章25-1規則, XII章12規則適用船の液面検知計の性能基準 (決議MSC.188(79)/Rev.1) の改正

ビルジウエル底面からの高さの計測について、II-1章25-1.3規則に規定されるビルジ液位センサーに適用されることを明確にするための、SOLAS条約II-1章25規則, II-1章25-1規則, XII章12規則適用船の液面検知計の性能基準 (決議MSC.188(79)/Rev.1) の改正。

(5) 危険区域の分類 (SOLAS条約II-1章45.11規則の適用関連) (MSC.1/Circ.1557) の改正

IEC 60092-502の基準との間の不整合に対応するための、危険区域の分類 (SOLAS条約II-1章45.11規則の適用関連) (MSC.1/Circ.1557) の改正。(IACS UI SC274関連)

3.4 GMDSS関連設備の性能基準の一部適用猶予 (決議MSC.511(105), MSC.512(105), MSC.513(105)の適用関連)

Global Maritime Distress and Safety System (GMDSS) の近代化として、関連の性能基準、ガイドラインや指針が2024年1月1日を発効日として

MSC 105で承認されている。

しかしながら、関連の新規IEC基準の策定作業が遅れていることから、MSC 105で承認された新しい性能基準に適合した船用VHF、MF及びMF/HF無線設備並びにインマルサットC型船舶地球局が発効日までに供給されない懸念が示された。

今回の会合ではこの状況に対処するべく、2028年1月1日までは既存の関連基準（総会決議A.803(19)、A.804(19)、A.806(19)、A.807(19)及びそれらの改正）に適合した設備の搭載を認めることが合意された。

これに従い、決議MSC.511(105)、MSC.512(105)、MSC.513(105)に規定されるGMDSS機器の改正性能基準への適合の遅延に関するMSCサーキュラー及び船用無線設備の有効性に関する指針(MSC.1/Circ.1460/Rev.3)の改正が、今回の会合で承認された。

3.5 自動運航船関連要件の検討

自動運航船の開発が進んでいる中で、その国際規則であるMASSコードの策定がMSCで進められている。

今回の審議では、コレスポネンスグループ（通信作業部会）からの報告や第2回法律委員会（LEG）・簡易化委員会（FAL）との共同作業部会（JWG2）による会合結果等に基づき、自動運航船に関する非義務的ガイドラインの策定作業が進められた。また、作業ロードマップの更新案を議論し、コレスポネンスグループを再設置するとともに、2023年10月末に会期間作業部会を新たに設置し、本年9月に予定されていた第3回共同作業部会（JWG3）を2024年春に延期することで合意された。さらに、義務的コードの発効年（2028年1月）を維持しつつ、採択予定を2025年（MSC 110）から2026年（MSC 111）に変更することで合意された。

3.6 燃料油の使用における安全性強化の検討

2020年1月1日から適用が開始となった燃料油の硫黄分0.50%規制をきっかけとして、燃料油の使用における安全上の問題が検討されている。前回の会合では、給油の際に燃料油供給業者が船舶に提供する燃料油供給証明書に引火点の情報を記載すること等を強制化するSOLAS条約II-2章の改正が採択された。

今回の会合では、MARPOL条約附属書VI 18.3.1.1.3に規定されている燃料油の安全に関する一般規定と同様の規定をSOLAS条約に明記するためのSOLAS条約II-2章の改正案が承認された。また、SOLAS条約及びMARPOL条約の下において共通のサンプリング手法を確立するため、既存ガイド

ライン（決議MEPC.182(59)）を基に、バンカリング時の燃料油サンプリング手法に関するMSCとMEPCの合同ガイドライン案が承認された。このガイドライン案は今後MEPCで承認された後、MSC-MEPCサーキュラーとして発行される予定。